平成２９年（フ）第１４号
富山市婦中町友坂672番地２、前住所富山市鍋田８番69号
債務者　奥野　　伸
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０号
富山市文京町３丁目５番地15
債務者　西川　宏美
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
富山市向新庄1339番地３
債務者　谷川　明広
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３号
岐阜県美濃市前野840番地１
債務者　片山　秋枝
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第８０号
兵庫県尼崎市西難波町６丁目４番８号　タウンハウスフジタ203
債務者　仲川　寿展
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８７号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目36番３号
債務者　田中　博之
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１６号
広島県廿日市市佐方２丁目４番45号
債務者　吉迫　尚哉
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２６号
広島市安佐南区祇園８丁目14番53－２－104号
債務者　川畑　泰士
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４１号
広島市南区向洋新町１丁目13番35―208号
債務者　中村　公一
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７号
山口県長門市東深川799番地１　森福借家
債務者　中原　俊司
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第４４号
大分市大字鶴崎2656番地の１（プレミール鶴崎Ｂ102）
債務者　足達加津恵
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
北海道小樽市奥沢１丁目23番４号　田中アパート４号
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第４３４号
新潟市西区五十嵐１の町6431番地２　コーポシーガルＡ－２、前住所新潟市西区金巻864番地３
債務者　大谷　　剛
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
新潟市西区小針藤山17番23号　リンクス－４２－Ｃ号
債務者　笠原　進二
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３号
石川県能美市中町未７番地３
債務者　上村　直子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１９号
石川県小松市相生町79番地、従前の住所石川県小松市梯町ロ16番地
債務者　堂下　孝雄
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
　　金沢地方裁判所小松支部